

(資料4)

苫小牧市パートナーシップ制度 (概要)

R4.7.14

総合政策部協働・男女平等参画室

1

LGBTについて

2

パートナーシップ制度について

3

苫小牧市パートナーシップ制度案

4

各課における対応可能業務について



L

(レズビアン)
女性を好きになる女性

G

(ゲイ)
男性を好きになる男性

B

(バイセクシュアル)
男性も女性も好きに
なることができる人

好きのかたち (性的指向)

T

(トランスジェンダー)
身体の性に違和感を
感じている人

心のかたち (性自認)

このほかにもXジェンダー（男女どちらの性でもないと感じる、または中性）やクエスチョニング（性がわからない、迷っている）など典型的な性のあり方にとらわれない性のあり方を持つ**性的少数者の総称**をLGBTとといいます。

性的少数者の割合は約8%程度*と言われており、苫小牧市の人口であれば市民約1万3千人は性的少数者であるとも言えます。

性のあり方は自然と変わることはあっても、本人や周りが変えようと思って変えることができるものではなく、差別や偏見、制度が整っていないことなどから困難を抱える当事者が少なからず存在します。



*電通ダイバーシティラボ調査「LGBTQ+調査2020」参照

性的少数者が抱える 困り事の一例

- ・ 法律婚ができない

【取り巻く状況】

・ 同性婚訴訟
札幌地裁で違憲判決、控訴審現在進行中。全国複数の地裁でも裁判中。
民法改正までには少なくとも数年～十数年かかると見込まれる。

例)

A

戸籍上：女性



心：女性



戸籍上：女性



心：女性

B

戸籍上：女性



心：男性



戸籍上：女性



心：女性



民法上、同性同士の
婚姻はできない

C

戸籍上：男性



心：女性



戸籍上：女性



心：女性



民法上、婚姻は出来る関係性だが、
婚姻してしまうと性別変更ができなくなってしまう。

※戸籍上の性別変更の要件に「婚姻していないこと」がある

性的少数者であるがゆえ『婚姻』という選択肢を持つことができない
「できるけどしない」ではなく「選択肢すらない」



パートナーシップ制度について

パートナーシップ制度とは・・・

2015年に東京都渋谷区、世田谷区で初めて導入された。
法律婚と同様の権利や義務を付与するものではなく、自治体独自で二者の関係を認める制度。
要件や定義、対象とする範囲など自治体により様々であり、現時点で統一的なルールはない。

令和4年5月時点の導入自治体数 ・ ・ ・ 212 自治体

日本の人口の約5割は制度を利用できる環境にある

北海道における導入自治体 ・ ・ ・ 札幌市、江別市、函館市、北見市（帯広市は導入予定を公表済み）

■制度導入による当事者メリット

- ・自治体における行政サービスで家族として取り扱ってもらえることがある
- ・住宅ローン、携帯電話会社のファミリー割引、生命保険の受取人など民間サービスにおいても可能となる手続きがある

■制度導入による自治体メリット

- ・当事者によっては制度の有無で居住地を選ぶこともある
- ・制度を導入している自治体に住む当事者の方が人権が守られていると感じる傾向にある（参照：電通ダイバーシティラボ「LGBTQ調査2020」）



■位置づけ

性的少数者の気持ちを尊重し、当事者や家族が抱える困難解消のための一つ的手段として、気持ちに寄り添う制度

■基礎

・苫小牧市男女平等参画推進条例 ～基本理念抜粋～

男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

・苫小牧市男女平等参画都市宣言

(略) 世代や性別を超え人権を尊重し、いきいきとこころ豊かに暮らす社会の実現をめざしここに「男女平等参画都市」を宣言します (略)

パートナーシップ制度

誰もが自分らしく暮らせる社会の実現へ近づけるための一つの方法



苫小牧市パートナーシップ制度案

■制度骨格

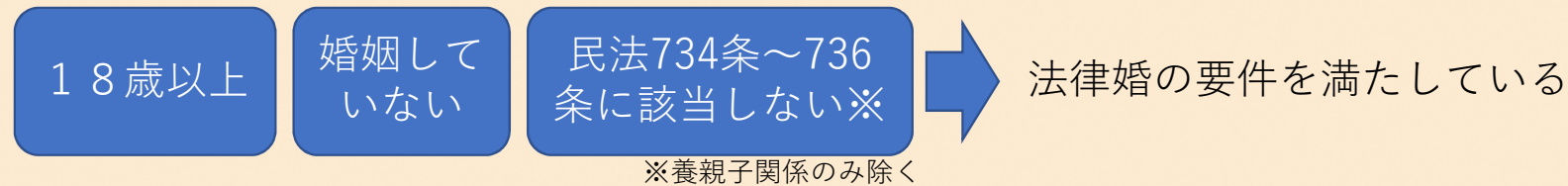
「苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

■定義

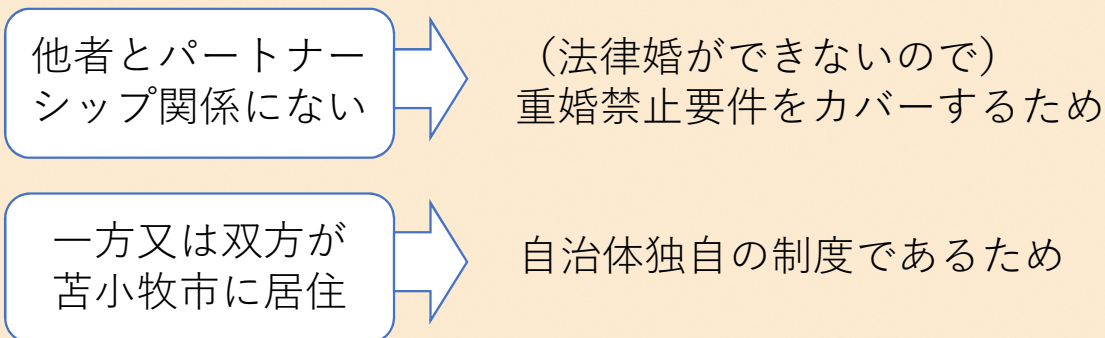
パートナーシップ

互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方または双方が性的マイノリティである二者の関係

■対象者要件



+αとして



苫小牧市パートナーシップ制度案

■要件確認方法

住民票及び戸籍謄本又は独身証明で確認可能

一方又は双方が
苫小牧市に居住

18歳以上

婚姻して
いない

民法734条～736
条に該当しない

当事者の宣誓によるもの

他者とパートナー
シップ関係にない

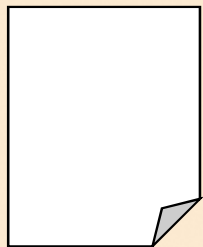
- ・性的少数者であること
- ・相手とパートナーシップ関係であること

その他

- ・本人確認を行う（免許証等の提示）
- ・宣誓当事者両名が職員面前で宣誓書を記入し提出

■交付書類

要綱に基づき、宣誓したことを証明した下記のもの进行交付



宣誓受領証
(A4)



宣誓書受領カード
(名刺サイズ)



■宣誓方法

- 電話・インターネット等による事前予約制
- プライバシーに配慮し、個室での対応を予定

■宣誓後の手続き

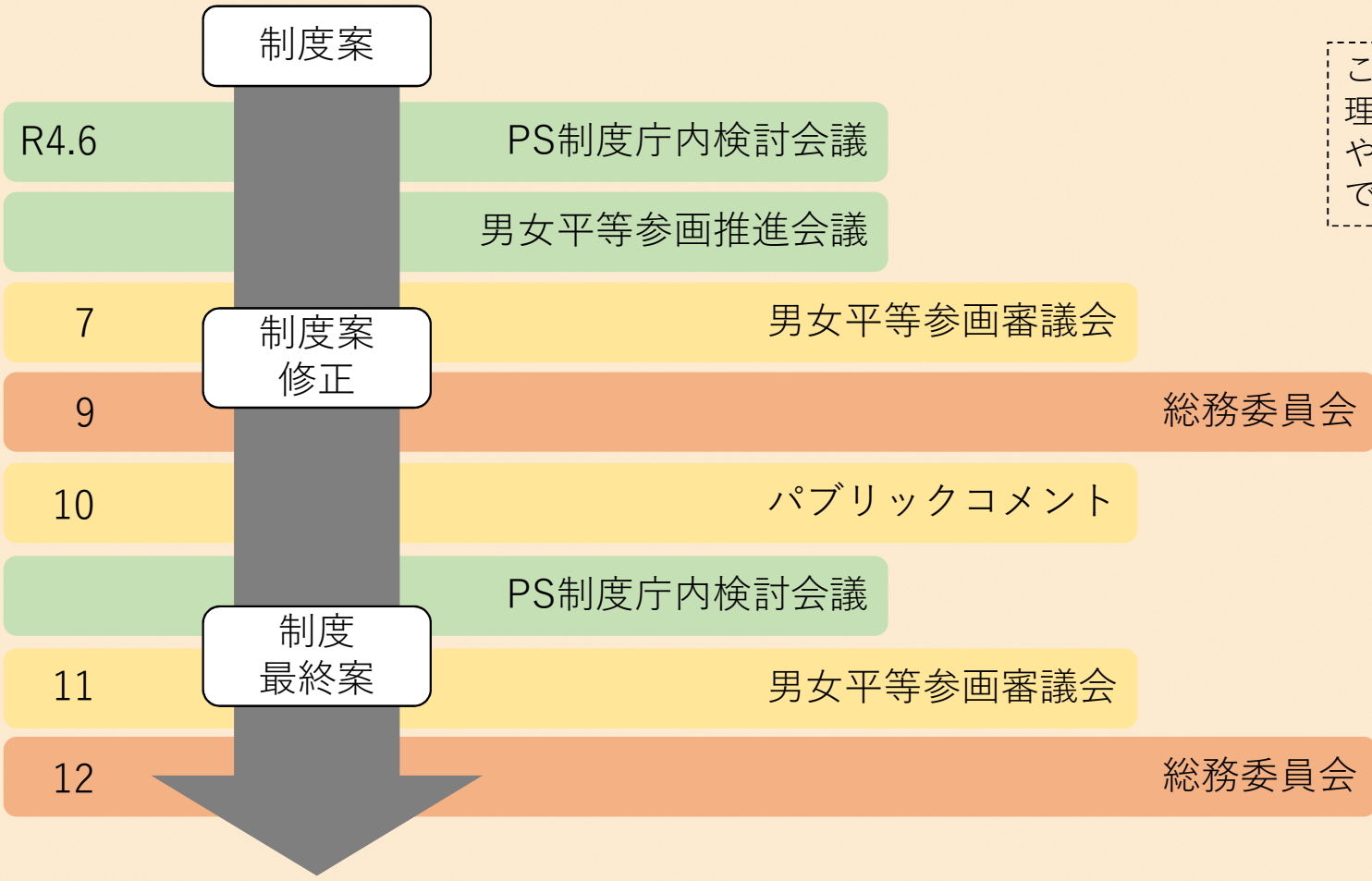
- パートナーシップ要件を満たさなくなった → 返還手続き
- 虚偽の申請や返還手続きを行わないとき → 無効とする（無効となった証明番号を公表）

■保存年限について

申請書類等については、返還又は無効となった日から10年間保存



制度導入までの主なスケジュール案



このほか、多様な性のあり方への理解促進について職員研修の実施や講演会の開催などにも取り組んでいく。

R5.1～ 制度運用開始

